

地域団体商標登録申請に係る統一表記について（お願い）

「指宿温泉」

「指宿砂むし温泉」

当会議所では、指宿市や観光協会と協力して、「指宿温泉」及び「指宿砂むし温泉」の地域団体商標登録を取得するため、平成31年3月に特許庁へ登録を出願中です。

2つの商標登録については登録の可能性は十分あるものの最終審査会で承認されるにはどうしても現状の取組み・資料だけでは厳しいと判断され、登録については周知性と積極的な使用におけるアピールが不足しているとの指摘がありました。

また、「いぶすき砂むし温泉」や「天然すなむし温泉」等、「天然」の付加や「砂蒸し」、「すなむし」の記載違いではなく、あくまでも「指宿砂むし温泉」・「指宿温泉」の表記が重要になります。

つきましては、各事業所の広告やホームページへの積極的な活用と表記修正をいただくことが早期登録につながりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

【修正お願い例】

「指宿砂蒸し温泉」「天然砂むし温泉」 ➡ 「指宿砂むし温泉」

「いぶすき温泉」「指宿おんせん」 ➡ 「指宿温泉」

【商標登録の目的】

指宿市は、豊富な湯量と世界的にも珍しい天然の砂むし温泉が存在することから、「指宿温泉」として古くから観光地として全国的に知られています。これは、これまでの間、行政及び民間が個々に「指宿温泉」の名称を用いて、観光地としてのブランドを築いてきたところによるものです。

観光地として生き残るためには、ブランドの保護と他地域との差別化を図ることが求められます。これらの取組みを推進するうえで地域団体商標制度の活用が有効な手段として考えられることから、「指宿温泉」及び「指宿砂むし温泉」の2つのキーワードを地域の共有財産と位置付け、地域団体商標登録を目指すものです。

【問い合わせ先】

指宿商工会議所 指宿市大牟礼一丁目15番13号 ☎22-2473

公益社団法人指宿市観光協会 指宿市湊二丁目5番33号 ☎22-3252